

労働力調査の結果を見る際のポイント No. 19

雇用契約期間別にみた雇用者数

～2018年1月から雇用契約期間を詳細に把握～

- 労働力調査では、2018年1月から調査事項の変更を行いました[※]。このうち、調査票の「従業上の地位」について、雇用契約期間に基づき把握してきた「常雇の人（無期の契約）」、「常雇の人（有期の契約）」（雇用契約期間が1年超）、「臨時雇の人」（同1か月以上1年以下）及び「日雇の人」（同1か月未満）の区分を廃止し、雇用契約期間について、「定めがない」、「1か月未満」、「1か月以上3か月以下」、「（雇用契約期間の定めがあるか）わからない」等のように、詳細に把握することとしました。

※ 調査・集計事項の変更については、下記URLを御参照ください。

<労働力調査結果表の一部変更について（平成30年1月分以降）>

URL : <http://www.stat.go.jp/data/roudou/change/2018/index.htm>

- 調査事項変更前の「従業上の地位」と、変更後の「雇用契約期間」の対応関係は以下に示すとおりですが、調査事項変更による影響とみられる時系列上の差異があることから、調査事項変更前後で当該対応関係に基づいて、単純に時系列比較をすることはできません。

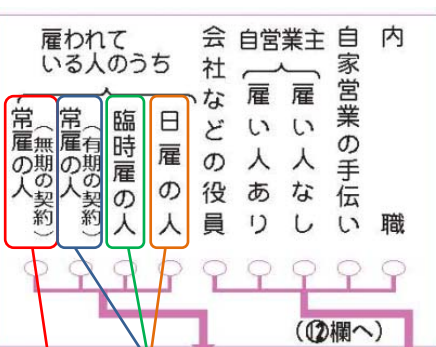
- 以下では、2018年1月の雇用契約期間別雇用者数の結果と、調査事項変更による調査結果の時系列上の差異について解説します。

2017年12月までの「従業上の地位」と2018年1月からの「雇用契約期間」の対応関係

<2017年12月までの調査票>

⑩ 従業上の地位

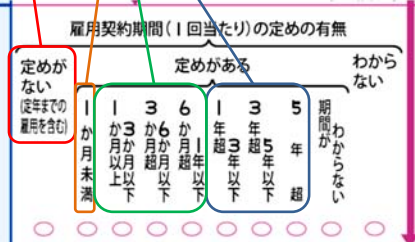
- ・ 常雇の人（無期の契約）とは、雇用期間を定めない契約で雇われている人をいいます
(定年までの場合は 無期の契約とします)
- ・ 常雇の人（有期の契約）とは、雇用契約期間が1年超の人をいいます
- ・ 臨時雇の人とは、雇用契約期間が1か月以上1年以下の人をいいます
- ・ 日雇の人とは、雇用契約期間が1か月未満の人をいいます
- ・ 自営業主とは、個人経営の商店主や農業主などをいいます
- ・ 内職とは、自宅での貸仕事をいいます



<2018年1月からの調査票>

⑨ 雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間

- ・ 1回当たりの雇用契約期間とは、現時点で結んでいる雇用契約に定められた雇用契約期間をいいます
- ・ 期間がわからないとは、雇用契約期間の定めがあることはわかっているが雇用契約期間そのものがわからない場合をいいます



1 2018年1月の雇用契約期間別雇用者数

役員を除く雇用者のうち「雇用契約期間」が「無期の契約」は3612万人（役員を除く雇用者の65.2%。以下同じ。）、「有期の契約」は1677万人（30.3%）、「雇用契約期間の定めがあるかわからない」は249万人（4.5%）となっています。

また、「有期の契約」のうち「6か月超1年以下」は475万人（8.6%）、「1年超3年以下」は249万人（4.5%）、「期間がわからない」は412万人（7.4%）などとなっています。

男女別にみると、男性は「無期の契約」が2198万人（男性の役員を除く雇用者の72.9%。以下同じ。）、「有期の契約」が715万人（23.7%）、女性は「無期の契約」が1414万人（女性の役員を除く雇用者の56.0%。以下同じ。）、「有期の契約」が962万人（38.1%）と、女性で「有期の契約」の割合が高くなっています（表1）。

表1 雇用契約期間別雇用者数（2018年1月）

	実数(万人)			割合(%)		
	男女計	男	女	男女計	男	女
役員を除く雇用者	5566	3022	2544	-	-	-
無期の契約	3612	2198	1414	65.2	72.9	56.0
有期の契約	1677	715	962	30.3	23.7	38.1
1か月未満	19	9	9	0.3	0.3	0.4
1か月以上3か月以下	108	39	69	2.0	1.3	2.7
3か月超6か月以下	165	58	107	3.0	1.9	4.2
6か月超1年以下	475	183	292	8.6	6.1	11.6
1年超3年以下	249	101	148	4.5	3.4	5.9
3年超5年以下	66	36	30	1.2	1.2	1.2
5年超	183	109	74	3.3	3.6	2.9
期間がわからない	412	180	232	7.4	6.0	9.2
雇用契約期間の定めがあるかわからない	249	101	149	4.5	3.4	5.9

注) 割合は、「無期の契約」、「有期の契約」及び「雇用契約期間の定めがあるかわからない」の合計に占める割合を示す。

2 調査事項変更前後における結果数値の差異

(1) 「従業上の地位」と「雇用契約期間」の対応関係に基づく比較

1 ページに示した調査事項変更前の「従業上の地位」と、変更後の「雇用契約期間」の対応関係に基づき、2018年1月の雇用契約期間別結果と、前年同月の2017年1月の従業上の地位別結果を比較すると、役員を除く雇用者全体では111万人の増加となっているのに対し、

- 2018年1月の「雇用契約期間」が「1年超」の者は、2017年1月の「常雇の人（有期の契約）」（雇用契約期間が「1年超」）に比べ656万人の減少となり、「役員を除く雇用者」に占める割合は、12.2ポイントの低下

一方で、

- 「雇用契約期間」が「1か月以上1年以下」の者は、「臨時雇の人」（雇用契約期間が「1か月以上1年以下」）に比べ393万人の増加となり、割合は7.0ポイントの上昇

などとなっています（表2）。

このように、調査事項変更による影響とみられる時系列上の差異があることから、調査事項変更前後で「従業上の地位」と「雇用契約期間」の対応関係に基づいて、単純に時系列比較をすることはできないことが分かります。

表2 「従業上の地位」と「雇用契約期間」の対応関係に基づく2018年1月の対前年同月増減

①2017年1月	実数 (万人)	割合 (%)		②2018年1月		②-①		
				実数 (万人)	割合 (%)	実数 (万人)	割合 (ポイント)	
役員を除く雇用者	5455	-		役員を除く雇用者	5566	-	111	-
常雇の人(無期の契約)	3878	71.1		無期の契約	3612	65.2	▲266	▲5.9
日雇の人	68	1.2		1か月未満	19	0.3	▲49	▲0.9
臨時雇の人	355	6.5		1か月以上1年以下	748	13.5	393	7.0
常雇の人(有期の契約)	1154	21.2		1年超	498	9.0	▲656	▲12.2
	-	-		期間がわからない	412	7.4	-	-
	-	-		雇用契約期間の定めがあるかわからない	249	4.5	-	-

注) ①の割合は、表の「常雇の人(無期の契約)」～「常雇の人(有期の契約)」の合計に占める割合を示す。また、②の割合は、「無期の契約」、「有期の契約」及び「雇用契約期間の定めがあるかわからない」の合計に占める割合を示す。

(2) 継続標本を用いた調査事項変更前後での異動状況

労働力調査では、毎月の標本のうちの半分が前月から継続して調査されますので、この継続標本を用いて、調査事項変更前後における異動状況を確認することが可能です。

2016年12月から2017年1月の異動状況を見ると(表3)、

- 2016年12月に「従業上の地位」を「常雇の人(有期の契約)」とした者のうち、2017年1月に「臨時雇の人」とした者の割合は5.8%

となっています。一方で、これに対応する2017年12月から2018年1月の異動状況を見ると(表4)、

- 2017年12月に「従業上の地位」を「常雇の人(有期の契約)」とした者のうち、2018年1月の「雇用契約期間」を「1か月以上1年以下」(調査事項変更前の「臨時雇の人」に対応)とした者の割合は36.9%

と高くなっていることが分かります。

このことから、2017年12月に「従業上の地位」を「常雇の人(有期の契約)」とした者の中で、雇用契約期間に変更はないにも関わらず、調査事項変更の影響により、2018年1月に「雇用契約期間」を「1か月以上1年以下」とした者が多く存在したとみられます。

また、2017年12月に「日雇の人」、「臨時雇の人」及び「常雇の人(有期の契約)」とした者のうちそれぞれ2割から3割程度が、2018年1月の「雇用契約期間」を「期間がわからない」又は「雇用契約期間の定めがあるかわからない」としています。

以上のような調査事項変更の影響があることから、変更前の「従業上の地位」と、それに対応する「雇用契約期間」の結果数値に、時系列上の差異が生じているとみられます。

表3 従業上の地位の異動状況（2016年12月から2017年1月）

(%)

		2016年12月			
		常雇の人 (無期の契約)	日雇の人 (雇用契約期間が 1か月未満)	臨時雇の人 (雇用契約期間が 1か月以上1年以下)	常雇の人 (有期の契約) (雇用契約期間が 1年超)
2017年1月	総数	100.0	100.0	100.0	100.0
	常雇の人(無期の契約)	92.9	18.4	7.1	14.7
	日雇の人 (雇用契約期間が1か月未満)	0.3	43.4	3.8	0.5
	臨時雇の人 (雇用契約期間が1か月以上1年以下)	0.7	10.4	57.6	5.8
	常雇の人(有期の契約) (雇用契約期間が1年超)	4.2	12.2	25.0	76.6
	その他	1.9	15.6	6.6	2.4

注)「その他」には、就業者以外への異動も含まれる。

表4 従業上の地位と雇用契約期間の異動状況（2017年12月から2018年1月）

(%)

		2017年12月			
		常雇の人 (無期の契約)	日雇の人 (雇用契約期間が 1か月未満)	臨時雇の人 (雇用契約期間が 1か月以上1年以下)	常雇の人 (有期の契約) (雇用契約期間が 1年超)
2018年1月	総数	100.0	100.0	100.0	100.0
	無期の契約	85.2	28.5	12.1	16.4
	1か月未満	0.0	12.2	0.4	0.2
	1か月以上1年以下	1.7	12.2	43.3	36.9
	1か月以上3か月以下	0.2	2.6	6.9	4.5
	3か月超6か月以下	0.4	2.2	10.2	6.4
	6か月超1年以下	1.2	7.4	26.2	26.0
	1年超	4.7	4.1	8.6	19.8
	1年超3年以下	1.3	2.2	7.0	14.4
	3年超5年以下	0.5	0.7	0.6	3.0
	5年超	2.9	1.1	0.9	2.4
	期間がわからない	3.7	17.4	18.5	18.6
	雇用契約期間の定めがあるかわからない	2.6	14.1	10.0	5.5
	その他	2.1	11.5	7.1	2.7

注)「その他」には、就業者以外への異動も含まれる。

本稿の用語について

「従業上の地位」について、本稿では、労働力調査の調査票における「常雇の人（無期の契約）」、「常雇の人（有期の契約）」、「臨時雇の人」及び「日雇の人」という区分名を用いていますが、統計表では、それぞれ「（一般常雇）無期の契約」、「（一般常雇）有期の契約」、「臨時雇」、「日雇」と表記しています。